

議事要旨(3)企業会計基準適用指針「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理(案)」について

石川研究員より、資料(3)の適用指針文案に基づき、公開草案からの主な変更箇所の説明が行われた。説明の概要は、以下のとおりである。

なお、取得条項付の転換社債型新株予約権付社債(CB)について取得の対価が自社の株式と現金の組合せである場合の発行者側の会計処理については、次回以降に検討状況の説明を行う予定であるという報告がなされた。

(1) 取得条項付のCBに係る転換社債型新株予約権付社債権者側の会計処理

- ・ 公開草案では取り上げていない「発行者による取得の対価が現金と発行者(自社)の株式の場合」は、金融資産の消滅の認識において採用されている財務構成要素アプローチを適用し、発行者による取得の対象となるCBを、現金が交付される部分と発行者(自社)の株式が交付される部分とに区分したうえで、現金部分はCBの譲渡等として処理し、発行者(自社)の株式部分はCBに係る新株予約権を行使した場合に準じて処理する。なお、CBの帳簿価額は、交付される現金の額と発行者(自社)の株式の時価の比率により按分する。

(2) 新株予約権及び自己新株予約権の会計処理

- ・ 取得条項付の新株予約権における発行者側および新株予約権者側の会計処理については、取得条項付のCBに準じて取得の対価別に処理を行う。
- ・ 権利行使時に交付する株式の数に1株に満たない端数があり、当該端数に相当する金銭を交付する場合は、当該端数部分についても権利行使時の処理を行った後、交付する金銭の額をもってその他資本剰余金を減額する。
- ・ 自己新株予約権を保有する場合に、取得原価による帳簿価額を、純資産の部の新株予約権から間接控除する際の処理を明記するとともに、自己新株予約権について連結会社相互間の債権と債務の相殺消去をするときは、連結財務諸表原則注解(注解14)で定める一時所有のものは相殺消去の対象としないことができるという社債の取扱いに準じて処理することができる。

なお、本件に関し、委員等からの質問や指摘はなかった。

以上